

税理士による無料税務相談をご利用ください

申告相談と申告書の作成を無料で行います。希望するかたは、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえご利用ください。

- 対象者 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をするかた
年金受給者で確定申告が必要なかた
- 相談日時 2月1日(金)～15日(金) (日曜・祝日を除く) 午前9時30分～午後4時
※事前連絡の際に相談日時、必要書類などを確認してください。
- 問合せ 関東信越税理士会本庄支部 ☎22-7091

■無料税務相談の日程

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(金)	小池 裕太	☎22-3074	本庄市本庄
	柴崎 厚	☎22-0606	本庄市栄
	多賀谷 実	☎21-7871	本庄市見福
2月2日(土)	岩堀 薫	☎21-1678	本庄市朝日町
	根岸 精一	☎21-2235	本庄市五十子
2月4日(月)	青木 貴子	☎22-3491	本庄市南
	野沢 一雄	☎34-2696	上里町七本木
2月5日(火)	石田九洲男	☎21-6857	本庄市本庄
	塚本 富雄	☎76-0684	美里町下尻玉
2月6日(水)	浅見 秀子	☎24-0679	本庄市西富田
	三沢 俊之	☎21-2800	本庄市朝日町
2月7日(木)	木村 睦子	☎23-1120	本庄市けや木
	黒澤 祥一	☎33-1414	上里町七本木
2月8日(金)	池田 敦司	☎71-7901	本庄市西富田
	小暮 眞一郎	☎33-2141	上里町勅使河原
2月9日(土)	松本 悦子	☎24-1965	本庄市若泉
	小川 輝	☎21-0888	本庄市牧西
2月12日(火)	松本 純一	☎33-0315	上里町三町
	須永 秀和	☎22-4867	本庄市前原
2月13日(水)	角谷 高之	☎22-5370	本庄市駅南
	田中 圭二	☎22-3733	本庄市栗崎
2月14日(木)	入 敏明	☎71-7792	本庄市千代田
	田村 幸一	☎71-7808	本庄市下野堂
2月15日(金)	塚本 雅俊	☎71-4910	上里町七本木
	藤井 桂一	☎21-3625	本庄市見福
	松本 健	☎24-5614	本庄市本庄
	真々田 豊	☎71-4529	本庄市東台
	宮田 昌代	☎33-2764	上里町七本木
	山下 政信	☎72-1317	児玉町吉田林
	吉澤 政志	☎71-9945	上里町勅使河原

ウォーキングのすすめ⑨ パトロール

ミムリン健康ポイント事業参加者は、12月に入り、2,400人にもう少しのところまで来ました。これは、20歳以上の25%に相当します。これだけの方々が何らかの形でウォーキングに取り組んでいただいています。必ずや生活習慣病、特にこれから増加が見込まれる認知症の予防に役立つものと期待しています。

さて、近年児童生徒の登下校時の見守りをしていたでいてるボランティアの方々が高齢により退任された後、後任のかが見つからないところが増えてきています。雨の日も風の日も児童生徒の見守りをいただきたき、ただただ頭が下がります。「いつも、ありがとうございます」

そこで、お願いです。小学生、中学生の登下校時間に合わせ、週何回か通学路を先回りしたり、すれ違うようにパトロールウォーキングができないでしょうか？

先日、我が町と人口が同規模の町長さんと歩数計を使った運動習慣化の話をする機会がありました。その町長さんが言うには、同事業の参加者が1,200人だそうですが、歩く人が増えたことにより犯罪件数が半減したそうです。犯罪を犯そうとしている人は、人の目を気にしにくく、ウォーキングは、健康づくりだけでなく、防犯にも役立つと考えて、まちづくりそのものだと考えていました。私も同感です。地域を歩くことが、ご本人にも地域にも役に立っています。元氣な挨拶とともに通学路のウォーキングも取り入れていただきますようお願いいたします。

税務署からのお知らせ



問 本庄税務署 ☎22-2111

①配偶者控除の控除額について 居住者の合計所得金額に応じて次のとおりとされました

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

※合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできなくなりました。

②配偶者特別控除の額について 居住者及び配偶者の合計所得金額に応じて次のとおりとされました

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

※従前どおり、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできません。

③消費税軽減税率制度について

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報
国税庁ホームページ内 **消費税の軽減税率制度** をクリック

軽減税率制度に
関するお問い合わせ先
消費税軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)
【専用ダイヤル】0570-030-456
(受付時間)9:00～17:00(土日祝日を除く)

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。
ぜひご参加ください。
開催日時、場所については **軽減税率説明会** を検索

軽減税率対策補助金に
関するお問い合わせ先
軽減税率対策補助金事務局
【専用ダイヤル】0570-081-222
URL <http://kzt-hojo.jp/>
(受付時間)9:00～17:00(土日祝日を除く)